

「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画(案)」  
～第5章「子ども・子育て支援の取組」部分～

記載事項  
(教育・保育部会)

令和元年6月27日

### ▼市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する事項

- ・平成26年7月2日付で公布(平成30年3月30日付一部改正)された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)」に、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項が示されている。(本市は中核市のため、市町村計画記載事項のみならず、都道府県計画記載事項の一部も記載する)
- ・基本指針では、計画に記載する「必須記載事項」と「任意記載事項」に分類される。
- ・「第1期松山市子ども・子育て支援事業計画」では、「必須記載事項」「任意記載事項」ともに、記載したことから、「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画」でも、引き続き、基本指針で示されている記載事項を掲載する。
- ・なお、同基本指針は、令和元年6月頃に改正(令和2年4月1日施行)予定とされており、改正後の内容も反映させる。
- ・当部会に関する記載事項は、P2以降を参照。具体的な審議は次回以降に実施。

～参考～ 改正後の基本指針に追加が予定されている項目(当部会関連部分)

(1) 幼児教育アドバイザーの配置・確保及び幼児教育センターの体制整備

・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。

(2) 幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

(3) 外国につながる幼児への支援・配慮

・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。

### ▼必須記載事項

#### 1. 教育・保育の「量の見込み」並びに「確保の内容」及び実施時期等

##### (1) 保育利用率

計画期間中(令和2年度～6年度(以下、同様))の「(3号の利用定員数)/(3歳未満の子どもの数)」の目標値

##### (2) 「量の見込み」(ニーズ量)

各区域(全9区域)の計画期間中の、1号～3号(3号については、0歳と1, 2歳別)の各認定子どもの教育・保育の「量の見込み」(ニーズ量)

##### (3) 「確保の内容」(施設の定員)

##### (2) に対応する、各施設の定員数

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は利用定員数、私学等助成幼稚園は認可定員数、その他(企業主導型保育事業など)は各施設の定員数)

※特定地域型保育事業の事業所内保育事業は従業員枠を除く。

※企業主導型保育事業の地域枠、幼稚園の預かり保育、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ(2歳児の受け入れ))、幼稚園長時間預かり運営支援事業による3歳未満児実施施設、認証保育所については、「確保の内容」に含むことができる。

##### (4) 認可・認定に係る需給調整の考え方

① 幼保連携型認定こども園・保育所・地域型保育事業の認可、幼保連携型以外の認定こども園の認定を行う場合の考え方

② 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合の考え方

③ 幼稚園及び保育所が認定こども園へ移行する際の、子ども・子育て支援事業計画で定める数

(※第1期計画では、幼保連携型のみであったが、第2期計画では、全類型の認定こども園分を記載)

#### 2. 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の「量の見込み」並びに「確保の内容」及び実施時期

##### (1) 「量の見込み」(ニーズ量)

各事業で設定した区域(本日部会資料【資料4】参照)ごとの計画期間中の、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」(ニーズ量)

##### (2) 「確保の内容」(提供するサービス量)

(1) に対応する「確保の内容」

### 3. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- (1) 目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援や認定こども園の普及に係る基本的な考え方
- (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する必要な支援
- (3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及びその推進方策
- (4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

### ▼任意記載事項

#### 1. 産後の休業及び育児休業後での特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

なお、以下の項目は、地域子育て部会所管事項のため、地域子育て部会で審議する。

～地域子育て部会所管事項～

2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
  - (1) 児童虐待防止対策の充実
  - (2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
  - (3) 障害児施策の充実等
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
  - (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備